

兵庫県公報

平成28年12月28日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会訓令	ページ
○ 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令	1

人事委員会訓令

兵庫県人事委員会訓令第3号

人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月28日

兵庫県人事委員会
委員長 太田和成

人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局職員服務規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「年次休暇、病気休暇、特別休暇、育児部分休暇、介護休暇若しくは組合休暇（以下これらを）」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第14条第1項各号に掲げる休暇（以下）」に改める。

附則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。